十一　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　持株会社グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この項において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

［ニ～ヘ　略］

［三～七　略］

八　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

九　［略］

十　金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第十七条　［略］

2　前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号により作成するものとする。

（別紙様式第二号）

［別紙１－１］

（別紙様式第三号）

［略］

（別紙様式第四号）

［別紙１－２］

（別紙様式第五号）

［略］

（別紙様式第七号）

［略］

（別紙様式第八号）

［別紙１－３］

（別紙様式第九号）

［略］

（別紙様式第十号）

［略］

十一　銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　［同上］

ロ　持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

ハ　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

［ニ～ヘ　同上］

［三～七　同上］

八　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

［イ～ホ　同上］

九　［同上］

十　銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第十七条　［同上］

2　前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号により作成するものとする。

［別紙様式を加える。］

（別紙様式第七号）

［同左］

［別紙様式を加える。］

（別紙様式第二号）

［同左］

（別紙様式第三号）

［同左］

［別紙様式を加える。］

（別紙様式第四号）

［同左］

（別紙様式第五号）

［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。